

長崎 MICE 誘致推進協議会 MICE 誘致活動支援支出基準

1 支援内容

長崎 MICE 誘致推進協議会（以下「協議会」という。）に属する企業、団体のほか、長崎市内にある各大学等が行う MICE 誘致（招聘・訪問）活動に係る経費について、予算の範囲内において支援を行う。

2 支援対象経費

旅費	最大 2 名分までを上限とし、航空機、鉄道、バス等に係る経費とする。
宿泊費	最大 2 名分までを上限とし、1 泊 1 人当たり 16,500 円(税込)を上限とする。
お土産代	誘致案件 1 件当たり、5,500 円(税込)を上限とする。

※極力パック旅行を活用することとし、その場合、当該パック旅行に要した実費額を対象とする。

3 支援条件等

以下の 2 つの要件を満たすものとする。

(1) 誘致対象の MICE は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、政治的又は宗教的活動を目的とするもの及び協議会が不適当と認めるものを除く。

ア 長崎市内で開催するもの

イ 参加者の範囲が九州大会以上のもの

ウ 各種協会、団体、学会等が主体となって開催するもの

(2) MICE 誘致に大きな影響を与える誘致訪問先または招聘者

4 交付手続

(1) 招聘・訪問に係る事前連絡・相談【申請者】

(2) MICE 誘致活動実績報告書（第 1 号様式）の提出（添付資料：旅費等に係る領収書、請求書、ヒアリングシート等）（誘致活動日から 1 か月以内）【申請者】

(3) 支援金の確定・精算払（第 2 号様式）【CV 協会】

5 その他

本支出基準に定めのない事項又は支援対象経費、支援条件、交付手続等に関し、疑義が生じた場合は、その都度、協議会と協議の上、決定する。

【お問合せ先】
長崎 MICE 誘致推進協議会
（長崎国際観光コンベンション協会内）
TEL：095-823-7423
FAX：095-824-9128
Email: mice@nagasaki-visit.com
担 当：佐久間・古賀